

当院は下記の施設基準の承認を受けている保険医療機関です。

●2階 急性期一般病棟入院基本料6 令和7年7月1日承認

平均して入院患者様10人に対し看護職員が1人以上及び入院患者様50人に対し看護補助者1人以上が実際に勤務しています。

●3階 療養病棟入院基本料1 令和2年1月1日承認

地域包括ケア入院医療管理料1 令和元年11月1日承認

平均して入院患者様13人に対し看護職員が1人以上及び入院患者様13人に対し看護補助者1人以上が勤務しています。

●入院時食事療養料 平成18年4月1日承認

入院食事療養費（1）に関する特別管理の届出を行い、管理栄養士により管理された食事を、適時（夕食は6時以降）、適温で配膳しています。

●薬剤管理指導料 平成18年3月27日承認

入院患者様に対し、薬剤師が適切な服薬指導を行っています。

●リハビリテーション料

1階のリハビリテーション室に専用の器械器具を備え、疾病別に理学療法士が身体機能訓練を行っています。

- ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 平成18年4月1日承認
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 令和5年5月1日承認
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）平成20年4月1日承認

## お 知 ら せ

### 入院期間が180日を超える入院料について

健康保険法の規定により一般病棟の入院期間が180日を超えた場合は、入院基本料の15%+消費税の選定療養費（保険外）を患者様の自己負担として徴収させていただきます。

| 入 院 基 本 料 の 区 分 | 自 己 負 担 額            |
|-----------------|----------------------|
| 急性期一般入院基本料6     | 1日当たり <b>2,513 円</b> |
| 特別入院基本料         | 1日当たり <b>774 円</b>   |

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養費の対象とはなりません。

○厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

○重度の肢体不自由者、（日常生活自立度ランク B 以上）

○脊髄損傷等の重度障害者

○重度の意識障害者

○悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）の投与を受けている方

○人工呼吸器を使用されている方

※この他にも選定療養費から除外される条件があります。

なお、同一疾病により他の医療機関に入院した日数の合計が180日を超えた場合は、選定療養費の対象となる場合があります。

詳しくは医事課までお問い合わせください。

病 院 長